

堺介事第 1476 号
令和 5 年 9 月 6 日

補助対象施設・事業所 運営法人代表者 様

堺市健康福祉局長寿社会部
介護事業者課長
(公印省略)

介護施設等における多床室の個室化改修、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備に係る補助制度の活用の意向調査について（照会）

平素は本市保健福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、「多床室の個室化に要する改修」、「介護施設等における簡易陰圧装置の設置」、「ゾーニング環境等の整備」に係る補助を実施します。つきましては、補助金の活用に係る意向調査を行いますので、事業実施を希望する場合は、下記要件等をご確認のうえご回答ください。

記

1 対象事業

(1) 多床室の個室化に要する改修

事業継続が必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化(※)に要する改修費について補助

※可動の壁は可

※天井と壁の間に隙間が生じることは不可

(2) 簡易陰圧装置設置経費支援

介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とします。

※差圧計の設置は必須となります。

※過去に整備済みの施設は申請できません。

(補助上限 1 施設 1 台)

(3) ゾーニング環境等の整備

新型コロナウイルス感染症対策として、感染発生時対応及び感染拡大防止の観点からゾーニング環境等の整備に要する費用について補助

①ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング

②従来型個室・多床室のゾーニング

③2方向から出入りできる家族面会室の整備

2 対象施設・事業所（いずれも定員規模は問いません。）

- (1) 特別養護老人ホーム
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護医療院、介護療養型医療施設 ※多床室の個室化に要する改修について介護療養型医療施設は対象外
- (4) 養護老人ホーム
- (5) 軽費老人ホーム
- (6) 認知症高齢者グループホーム
- (7) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 有料老人ホーム
- (10) サービス付き高齢者向け住宅 ※多床室の個室化に要する改修は対象外
- (11) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

※多床室の個室化に要する改修について短期入所療養介護事業所は対象外

3 補助上限額

- (1) 多床室の個室化に要する改修：1,070千円（予定）×整備床数
- (2) 簡易陰圧装置設置経費支援：1台あたり4,710千円（予定）（1施設1台が補助上限）
- (3) ゾーニング環境等の整備

①ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング：1か所あたり1,090千円（予定）

②従来型個室・多床室のゾーニング：1か所あたり6,540千円（予定）

③2方向から出入りできる家族面会室の整備：1施設あたり3,820千円（予定）

※上記上限額は、補助金財源の状況により減額変更される可能性があります。

※補助上限額と設備の設置に要した実際の工事費を比較し、低い方の額が補助額となります。

4 意向調査の回答について

〔提出書類〕 (1) 多床室の個室化に要する改修

①堺市地域介護・福祉空間整備補助金協議書（様式第1号）

②工事見積書（**複数必要**）

③資金計画書（別紙様式。整備に係る収支がわかるよう記載）

④施設位置図（施設周辺地図）、建物配置図（土地利用図）、建物平面図、写真等（現状及び改修箇所がわかるもの）

⑤対象施設・事業所の面積がわかる資料

⑥建物の登記事項証明書の写し（3か月以内に発行のもの、要原本証明）

⑦借家の場合、運営法人が設備を設置、改修することについての同意書（別紙様式）

⑧介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業経費積算表（別紙様式）**※電子データでも必要**

(2) 簡易陰圧装置設置経費支援及びゾーニング環境等の整備

- ①意向調査回答書（別紙様式）
- ②見積書（**複数必要**）
- ③介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業経費積算表（別紙様式）**※電子データでも必要**
- ④平面図（整備箇所をマーカー等で分かるようにしてください。）
※整備箇所以外の全施設図面も必要となります。
※稼働型の陰圧装置についても、どの居室で使用を想定するかを明らかにして、マーカーしてください。

※事業ごとに提出書類が異なります。ご注意ください。

※（1）①、③、⑦、⑧、（2）①、③の様式は次のホームページからダウンロードしてください。

【堺市ホームページ】

<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/koreishafukushi/jigyo/jigyosha/75637420220430124629022.html>

〔提出期限〕 **令和5年9月22日（金）【必着】**

〔提出方法〕 郵送（経費積算表のみ電子メールでも提出）

5 補助条件

- (1) 本事業は大阪府の基金を活用したものであり、提出期限に間に合わない場合、予算の確保ができませんのでご了承ください。
- (2) 1法人で複数施設分希望される場合は、施設数分の提出書類が必要です。
- (3) 次の場合は補助対象となりません。
 - ア 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの
 - イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 - ウ 本補助金の他の事業による助成対象となる事業
 - エ その他、整備事業として適当と認められないもの
 - オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業

※簡易陰圧装置の交換用フィルター等設置後必要なものは補助事業の対象外となります。

6 事務の流れ

- (1) 提出書類を期限内に提出していただいた事業所について、本市で取りまとめて大阪府に協議を行います。
- (2) 大阪府交付金の内示が本市にあった後、事業者に対して本市から交付申請の案内を行います。
- (3) 本市から内示を受けた後に、設置に係る業者を決定してください。業者との契約については、少額の契約（工事請負契約250万円以下、財産借入契約160万円以下等）以外は、一般競争入札を行うことが必要です。（堺市「随意契約によることのできる契約に関する規則」を準用します。）
- (4) 設置業者の決定後、別途本市が指示する書類を添付して補助金の交付申請を行ってください。

- (5) 交付申請後、本市から補助金の交付決定通知書を送付します。補助金請求時に必要となりますので、保管をお願いいたします。補助工事は交付決定後に着手してください。
- (6) 工事完了後、補助事業完了の確認のため、検査を行う場合があります。
- (7) 前項の検査終了後、補助金実績報告書を本市に提出してください。本市から補助金の確定通知を行います。
- (8) 前項の確定通知後、補助金の請求を行っていただきます。
- (9) 工事代金等は補助金の交付後に支払ってください。

7 留意事項

- (1) 見積書は複数の添付が必要です。限られた申請期間になりますが、必ず複数の業者から徴取し、添付してください。
- (2) 大阪府の協議により別の様式等が必要となった場合は、追加・修正をお願いする可能性がありますのでご了承ください。
- (3) 補助対象事業は、本市の予算及び大阪府の予算の範囲内で選定されます。また、大阪府の補助金交付要綱に基づく審査の結果、不採択となる場合または、新型コロナウイルスにおける財政の硬直化により、協議を行っても内示が不採択となる場合があります。
- (4) 内示前に入札を実施または設置業者を決定した場合、もしくは交付決定前に工事着手した場合は補助対象外となりますのでご注意ください。
- (5) 本補助事業は、令和5年度の単年度事業であり、令和5年度末（令和6年3月31日）までに事業を完了させたいうえで実績報告書を提出していただく必要があります。大阪府の内示や交付決定に時間を要しますので、必要な手続きは速やかに行ってください。
- (6) 補助金を用いて整備した設備について、所定の償却期間内に補助対象事業所の事業を廃止した場合、他の建物に移転した場合、事業を有償で他法人に譲渡した場合などは、補助金の返還が生じますのでご注意ください。
- (7) 上記交付基準単価及び補助率は今後変更される可能性があります。
- (8) 近年、協議の申込みを行ったにもかかわらず、事業を辞退するという事例が多く発生しています。本市補助事業全体の遅延の要因となるだけでなく、事業を必要としている法人の事業スケジュールにも悪影響を及ぼします。このような事例が見受けられる法人については、次回以降、補助事業の優先順位が低い事業として、厚生労働省及び大阪府に申請させていただきます。事前に法人内部で意思決定を行ったうえで申請してください。

問合せ・提出先

堺市健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課
調整係
電話番号 072-228-7348
FAX 番号 072-228-7481
E-Mail kaiji@city.sakai.lg.jp